

# 家畜伝染病予防法の改正

## — 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化 —

原 直毅

(農林水産委員会調査室)

### 《要旨》

国内における豚熱の発生、アジア地域におけるアフリカ豚熱の発生拡大を背景に、第201回国会(常会)において家畜伝染病予防法(家伝法)が改正された。令和2年1月にアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象にする等の内容の改正案(衆議院農林水産委員会提出)が成立し、3月には国内における豚熱対策と水際での検疫を強化するための改正案(内閣提出)が成立した。

委員会においては、家畜の所有者等の責務の明確化の趣旨、飼養衛生管理の現状と新たな制度、まん延防止措置や水際対策の強化等について質疑が行われた。

国内外における家畜伝染病の脅威に対応するに当たっては、防疫措置を担う産業動物獣医師の確保対策を継続すること、侵入リスクの低減を図ること、改正家伝法に基づく水際対策の強化や飼養衛生管理の高位平準化を図っていくことが重要になる。

### 1. 法改正の背景

第201回国会(常会)において、国内における豚熱(CSF)<sup>1</sup>の発生に加え、世界、特にアジア地域におけるアフリカ豚熱(ASF)の発生を背景として、「家畜伝染病予防法」(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)<sup>2</sup>が改正された。

家伝法は昭和26年の制定以来、伝染性疾病の発生など畜産を取り巻く事情の変化に応じて随時改正されてきた法律であり、これに基づき国内における伝染性疾病の発生予防措置

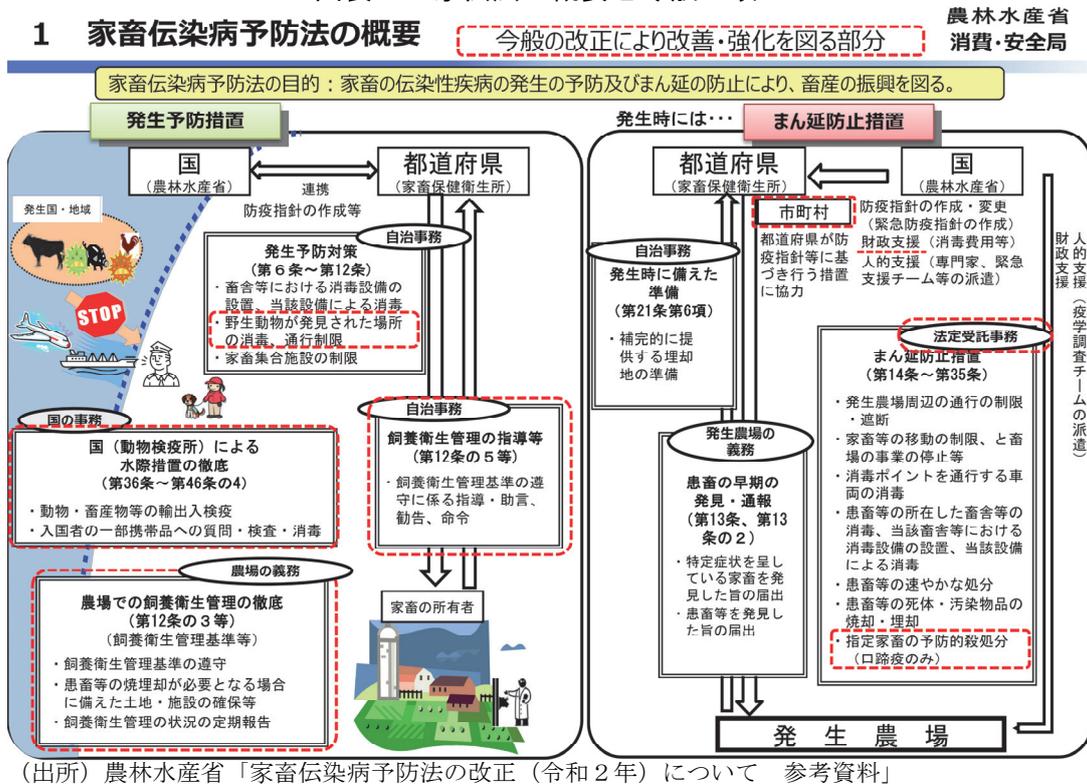
※ 本稿におけるURLの最終アクセス日は令和2年8月21日である。

<sup>1</sup> 本稿では疾病の名称について、引用や固有名詞を除き、家畜伝染病予防法上の名称である「豚熱」、「アフリカ豚熱」を用いる。なお、「CSF」は豚熱の英語名である「Classical Swine Fever」の略称、「ASF」はアフリカ豚熱の英語名である「African Swine Fever」の略称であり、政府はこれらを「呼称」として用いている(農林水産省「豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称変更について」(令和元年11月12日))。

<sup>2</sup> 家伝法は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする法律である(第1条)。

と発生時のまん延防止措置、海外からの侵入に対する水際対策（輸出入検疫）が講じられてきた（図表1）。

図表1 家伝法の概要と今般の改正



(1) 国内における豚熱の発生状況と政府の対応

ア 発生状況

豚熱は、豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの伝染性疾患で、強い伝染力と高い致死率が特徴である<sup>3</sup>。有効なワクチンはあるが治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であるため、家伝法の定める「家畜伝染病」である<sup>4</sup>。

我が国では明治21年（1888年）に米国から輸入された豚において初めて発生が確認されて以来、養豚が盛んになるに従い増加した。昭和44年（1969年）に現在も利用されている生ワクチンの接種が開始されたことで、1970年代に発生が激減し、平成4年（1992年）を最後に確認されなくなった<sup>5</sup>。このため、政府はワクチンを用いない防疫体

<sup>3</sup> 発熱、元気消失、食欲不振、便秘に続く下痢などの症状から始まり、中には眼結膜の出血、皮膚の紫斑、震え、起立困難など多様な症状を示し、感染した豚の多くは3週間以内に死亡する。農場では、複数頭に元気がなく、豚房の片隅に集まる、同居豚が複数死亡するなどの異変によって気づくことが多い。

なお、人間を含め豚とイノシシ以外の動物がかかることはなく、仮に豚熱にかかった豚の肉や内臓を食べても人の健康に影響はない（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）

「CSF（豚熱）Q&A」〈[http://www.naro.affrc.go.jp/faq/swine\\_fever/index.html](http://www.naro.affrc.go.jp/faq/swine_fever/index.html)〉。

<sup>4</sup> 農林水産省「CSF（豚熱）について」〈<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>〉

家伝法は、同法及び施行令（家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）。以下同じ。）で定める家畜における28の伝染性疾患を「家畜伝染病」と定めている。

<sup>5</sup> 社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会「豚コレラ」（平成18年3月）、農研機構「CSF（豚熱）Q&A」〈[http://www.naro.affrc.go.jp/faq/swine\\_fever/index.html](http://www.naro.affrc.go.jp/faq/swine_fever/index.html)〉

制の確立による清浄化を目指し、8年から3段階の対策を講じた<sup>6</sup>。18年にはワクチン接種が全面中止され、その後1年間発生が確認されなかったため19年に豚熱の清浄国を宣言した<sup>7</sup>。OIE（国際獣疫事務局）<sup>8</sup>において豚熱の清浄国ステータス認定手続が開始され、27年のOIE総会において同ステータスを獲得した<sup>9</sup>。

平成30年9月9日に国内では26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されて以来、発生が続いており、令和2年4月14日までに10府県で58事例（97農場、4と畜場、165,626頭の殺処分）が確認されている<sup>10</sup>。

## イ 豚熱への対応

平成30年9月9日、農林水産省は「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月26日公表。以下「豚熱防疫指針」という。）に基づき「豚コレラ防疫対策本部」を開いて初動対応等を定めた対応方針を決定し<sup>11</sup>、令和元年9月5日には「豚コレラ終息に向けた今後の対策」<sup>12</sup>を決定した。同省は豚熱防疫指針に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準である飼養衛生管理基準<sup>13</sup>の遵守徹底と発生した場合の防疫措置により対応してきた<sup>14</sup>。

- 
- <sup>6</sup> 第1段階：ワクチン接種の徹底と抗体等の調査による防疫対策の進捗状況の確認  
第2段階：都道府県ごとにワクチンを中止し、清浄確認県をワクチン接種中止区域として指定  
第3段階：全国的ワクチン接種中止と清浄性確認調査の実施  
（農林水産省「豚コレラの発生から清浄化までの経緯」（食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第30回牛豚等疾病小委員会（令和元年6月7日）配付資料）
- <sup>7</sup> 農林水産省「豚コレラの発生から清浄化までの経緯」（食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第30回牛豚等疾病小委員会（令和元年6月7日）配付資料）
- <sup>8</sup> Office International des Epizooties（フランス語）の略称。1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上等を目的とする政府間機関。2019年5月25日現在、182の国と地域が加盟している（我が国は1930年1月28日に加盟）（農林水産省「OIEの概要」〈<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie4.html>〉）。
- <sup>9</sup> 豚熱のステータス認定は平成27年に初めて行われた。なお、豚熱の発生の疑いが生じたことにより、30年9月3日にステータスは一時保留された。令和元年10月15日に豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を変更し、豚等への予防的ワクチン接種を開始したため、2年9月に同ステータスは失われる見込みである。なお、2年6月21日時点で41か国が清浄国ステータスを得ており（一部地域のみである3か国を含む）、一時保留は日本及びブルーマニア（2年3月23日）の2か国である（農林水産省「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日公表）、「第83回国際獣疫事務局（OIE）総会概要」、「豚熱（CSF）のOIEステータス認定状況」、OIEホームページ〈<https://www.oie.int/animal-health-in-the-world/official-disease-status/classical-swine-fever/suspensionreinstatement-of-status/>〉）。
- <sup>10</sup> いずれも関連農場・と畜場での発生を含む。なお、本稿執筆時点（令和2年8月21日）における直近の発生事例は令和2年3月12日である（農林水産省「CSFの防疫措置対応（概要）」）。
- <sup>11</sup> 対応方針は平成30年9月18日、12月5日、31年2月6日、3月29日に追加されている（農林水産省「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の追加について」〈[https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/190329\\_13.html](https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/190329_13.html)〉）。
- <sup>12</sup> ①野生イノシシ対策（捕獲・検査等の強化、経口ワクチンベルト（※）、②感染経路遮断対策（農場のバイオセキュリティの向上（拡散防止を含む））、③感受性動物対策（備蓄ワクチン等）、④早期経営再開の後押し（早期出荷促進対策の活用による衛生管理強化や相談対応）、⑤水際検疫対策強化の5項目である（②及び⑤はアフリカ豚熱対策と共通）（農林水産省「豚コレラ終息に向けた今後の対策」（令和元年9月5日））。  
※野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、重点的に経口ワクチンを散布する防疫帯を構築すること（農林水産省「野生イノシシ対策について」（令和2年5月27日））
- <sup>13</sup> 家伝法第12条の3、施行令第4条、施行規則（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）。以下同じ。）第21条に基づき、①牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、②豚、いのしし、③鶏その他家きん（あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）、④馬について、施行規則の別表第2に定められている。
- <sup>14</sup> 豚熱の発生が確認された場合、防疫措置（患畜（かかった家畜）又は疑似患畜（そのおそれのある家畜）のと殺（殺処分）及び埋却、汚染物品の処理、畜舎等の消毒）を行う。また、発生農場を中心に、半径3km以

令和元年9月20日、江藤農林水産大臣は、今回の初発生から1年が経過したという時間軸の問題、関東という非常に飼養頭数の多い地域<sup>15</sup>に拡大する懸念から、「ワクチン接種を可能とする環境を整える」ため、豚熱防疫指針の改定に着手すると表明した<sup>16</sup>。豚熱防疫指針の改定は10月15日に行われ、豚熱の防疫措置の原則は早期発見及びと殺とした上で、予防的ワクチン接種を可能とした。農林水産省の設定する「ワクチン接種推奨地域」<sup>17</sup>において、都道府県知事が作成し農林水産省の確認を受けた「ワクチン接種プログラム」に即して、家伝法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令を知事が発出し豚へのワクチン接種が行われた<sup>18</sup>。

## (2) 海外におけるアフリカ豚熱の発生状況と我が国の水際対策

アフリカ豚熱はウイルスが豚やイノシシに感染する伝染性疾病で、強い感染力と高い致死率が特徴である<sup>19</sup>。有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大なため家伝法の定める「家畜伝染病」である。日本で発生が確認されたことはない<sup>20</sup>。

現在、世界で発生が拡大しているアフリカ豚熱は平成19年にアフリカからジョージア及びロシアに侵入した後<sup>21</sup>、欧州及びロシアで発生が拡大した。30年8月にアジアで初め

---

内の移動制限区域（家畜等の移動を禁止）、半径10km以内の搬出制限区域（家畜等の区域からの搬出を禁止）が設定される。搬出制限区域は防疫措置の完了後17日経過後に実施する清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認された場合に解除される。移動制限区域はこれに加え、防疫措置の完了後28日の経過を要件として解除される（距離や日数は原則）。

なお、政府は無秩序・無計画なワクチン使用は清浄性確認に支障を来すおそれがあるとして、ワクチンは緊急接種を原則としていた（豚熱防疫指針は「予防的なワクチンの接種は行わないこととする」と規定）。農林水産省は予防的接種のデメリットについて、①風評被害の懸念、②農場における飼養衛生管理の向上意欲がそがれアフリカ豚熱の侵入リスクが高まる懸念、③接種豚のトレーサビリティ（食品の取扱いの記録を残すことにより、食品の移動を把握できるようにする仕組み）や移動制限が必要になる、④非清浄国からの輸入解禁圧力が高まる懸念があるとして、仮に接種を行う場合、全国の関係者の合意形成が求められるとしていた（第198回国会衆議院農林水産委員会議録第16号4頁（令和元.6.5））。

<sup>15</sup> 平成31年2月1日現在、全国の豚の飼養頭数は915万6千頭であり、このうち関東・東山地域（関東、山梨県、長野県）は235万2千頭を占め、九州（287万9千頭）に次いで飼養頭数が多い地域である（農林水産省「畜産統計調査（平成31年）」）。この地域において、令和元年9月13日に埼玉県（関連農場として山梨県）、14日には長野県において初めて豚熱の発生が確認された。

<sup>16</sup> 農林水産省「江藤農林水産大臣臨時記者会見概要」（令和元年9月20日）〈[https://www.maff.go.jp/j/press-conf/190920\\_2.html](https://www.maff.go.jp/j/press-conf/190920_2.html)〉

<sup>17</sup> ①野生イノシシにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山・河川の有無等の地理的状況）を考慮し、感染リスクの高い地域が設定される。本稿執筆時点で、24都府県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県）が設定されている。

<sup>18</sup> 農林水産省「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月26日公表、令和元年10月15日一部変更）

<sup>19</sup> 臨床症状はウイルス株ごとの病原性の違い、宿主側の要因（動物種、年齢、健康状態等）及び感染経路によって異なるが、哺乳豚や妊娠豚はより重篤な症状を示し、致死率も高い。なお、牛や馬その他家畜及び人には感染しない（農研機構「ASF（アフリカ豚熱）」〈<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/niah/asf/>〉）。

<sup>20</sup> 農林水産省「ASF（アフリカ豚熱）について」〈<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>〉

<sup>21</sup> アフリカ豚熱のアフリカ大陸外への進出が確認されたのは、①1957年及び1960年のポルトガル（1978年にポルトガル、スペインから西欧、地中海地域、カリブ海、ブラジルに拡大したが、現在はイタリアのサルデーニャ島のみ）、②1998年のマダガスカル（同国のみ）、③2007年のジョージア（現在に至るまで拡大中）の3例である（小澤義博「アフリカ豚コレラの歴史とリスク分析」『獣医学雑誌』18巻1号（2014）72～76頁）。

て中国で発生が確認されて以後、アジア地域においても発生が拡大している<sup>22</sup>。

こうした海外での発生状況を踏まえ、日本政府は平成 31 年 4 月 22 日、「アフリカ豚コレラのウイルス分離を踏まえた侵入防止策の強化について」関係省庁申合せを行い、アフリカ豚熱の侵入防止と発生に備えた体制整備を進めることとし<sup>23</sup>、同日から海外からの肉製品の違法な持込みへの対応が厳格化された<sup>24</sup>。申合せは令和元年 12 月 13 日に「ASF 侵入防止策の強化について」に改訂され、対策が強化された<sup>25</sup>。農林水産省動物検疫所はモニタリング検査の結果、アジア地域のアフリカ豚熱発生国からの旅客携帯品において、これまでに 88 例のアフリカ豚熱ウイルスの陽性事例が確認されたとしている<sup>26</sup>。

## 2. 改正法の概要と審議経過

令和元年 10 月、農林水産省は豚熱の発生等を受けて家伝法を見直す必要があるとして「我が国の家畜防疫のあり方についての検討会」を設置した。同検討会は 12 月 6 日、家伝法の改正事項を中心に運用上の改善にも言及した「我が国の家畜防疫のあり方について(中間取りまとめ)」を公表した。中間取りまとめを受け、農林水産省は家伝法改正の方向性として、①飼養衛生管理の強化、②野生動物の感染に対する対策の強化、③予防的殺処分の対象疾病の追加、④輸出入検疫の強化を行うこととした<sup>27</sup>。

これを踏まえ、第 201 回国会に改正案(閣法)が提出され、成立したが、それに先立ち、アフリカ豚熱への対応を急ぐ観点から議員立法の改正案(衆法)が提出され、成立した。

### (1) 改正案(衆法)

第 201 回国会の令和 2 年 1 月 28 日、衆議院農林水産委員会は、「豚コレラ」、「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」、「アフリカ豚熱」に変更するとともに、当分の間の措置として、①家伝法第 17 条の 2 に基づく予防的殺処分<sup>28</sup>の対象疾病へのアフリカ豚熱の追加、②家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延による病原体の拡散防止の措置を

<sup>22</sup> 平成 31 年 1 月にモンゴル、2 月にベトナム、3 月にカンボジア、令和元年 5 月に香港、北朝鮮、6 月にラオス、7 月にフィリピン、8 月にミャンマー、9 月にインドネシア、東ティモール、韓国、2 年 1 月にインドで発生が確認された(農林水産省「ASF(アフリカ豚熱)について」<<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>>)。

<sup>23</sup> 申合せは、①広報活動の強化、②水際での摘発強化、③農場へのウイルス侵入防止策の強化、④①～③のフォローアップを行うこととしている。

<sup>24</sup> 農林水産省動物検疫所は、任意放棄の有無にかかわらず、肉製品の違法な持込みには厳正に対処するとしている(農林水産省動物検疫所「動物検疫所からの重要なお知らせ」)。

<sup>25</sup> 例えば「水際での摘発強化」に関し、肉製品の持込みの有無の質問が目立つようにした税関申告書様式の変更、農場立寄りの有無等に関する家畜防疫官による効果的な質問の実施等が追加されている。

<sup>26</sup> 農林水産省動物検疫所「中国等アジア地域からの旅客携帯品の豚肉等における ASF(アフリカ豚熱)ウイルス遺伝子検査陽性例について」(令和 2 年 2 月 21 日)

<sup>27</sup> 農林水産省「家畜伝染病予防法改正の方向(イメージ)」(令和元年 12 月)

<sup>28</sup> 家伝法における家畜伝染病のうち、豚熱やアフリカ豚熱等の疾病について、家畜所有者は患畜及び疑似患畜をと殺する義務がある(第 16 条)。これに加え、他の方法によりまん延防止が困難である場合、地域を限定し、患畜及び疑似患畜以外の家畜についても殺すことを予防的殺処分という(第 17 条の 2)。平成 22 年の宮崎県における口蹄疫の発生に伴い成立した「口蹄疫対策特別措置法」(平成 22 年法律第 44 号。平成 24 年 3 月 31 日までの時限立法)に規定され、23 年の家伝法改正により家伝法に位置付けられたことから、従来は口蹄疫のみが対象となっていた。

定めた「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」を提出した。同法律案は、同日に衆議院本会議で可決（全会一致）され、同月30日に参議院の農林水産委員会及び本会議で可決（全会一致）<sup>29</sup>、成立し、2月5日に公布・施行された（令和2年法律第2号）。

なお、同日、家伝法改正に伴う豚熱防疫指針等の全部改正が行われ、題名も「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に改められ、アフリカ豚熱については予防的殺処分や野生動物で確認された場合の措置が追加された。

## （2）改正案（閣法）

令和2年2月25日、政府は「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。主な内容は、①家畜伝染病の名称変更<sup>30</sup>、②家畜の所有者、国・地方公共団体、関連事業者の責務の明確化、③飼養衛生管理の強化等、④野生動物対策の家伝法への位置付け、⑤家畜防疫官（国家公務員）の権限強化、⑥罰則の強化、⑦アフリカ豚熱に関する特例（前述の衆法で家伝法附則に盛り込まれた内容）の本則への組み込み等である（図表2）。

図表2 改正案（閣法）の概要

改正の概要	議員立法で措置（ASF関連に限る）
1 家畜の伝染性疾病的名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）	【改正後第2条第1項の表等】
2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化	【改正後第2条の2から第2条の4まで】
3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充	
① 衛生管理区域に入る者にも又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にも課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。	【改正後第8条の2、第28条等】
② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。	【改正後第12条の3の2】
③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。	【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。	【改正後第34条の2（改正後第47条）】
⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。	【改正後第12条の7】
⑥ 飼養衛生管理に関する罰則を強化。	【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】
4 野生動物における悪性伝染性疾病的まん延防止措置の法への位置付け (併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)	
① 野生動物における悪性伝染性疾病的の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。	【改正後第31条第2項等】
② 野生動物で悪性伝染性疾病的の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所その他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。	【改正後25条の2、第26条、第28条の2等】

<sup>29</sup> 本改正案を委員会提出法律案とする調整段階で野党による質疑が検討され（『日本農業新聞』（令2.1.22））、参議院農林水産委員会で質疑が行われた（衆議院農林水産委員会では議案に対する「発言」が行われた）。

<sup>30</sup> 具体的な変更点は、農林水産省が公益社団法人日本獣医学協会に要請し、同学会が令和元年12月20日に公表した提言に基づいている。提言は、①疾病名の漢字の誤りが明らかである場合、②病原体名の呼称が変化している場合、③現在の一般的な疾病名称と明らかに乖離している場合、④国際機関（OIEなど）が用いている疾病名称と明らかに乖離している場合には、変更するのが妥当であるとしている（日本獣医学協会「家畜伝染病予防法における伝染性疾病的の名称変更に関する提言」について（令和2年1月8日））。

なお、この提言は上記の考え方の下、届出伝染病である伝染性疾病的の名称変更案も示しており、この提言及び公益社団法人日本獣医師会の提言を踏まえ、政府は対応する施行令及び施行規則を改正した（令和2年6月24日公布、7月1日施行）（農林水産省「家畜伝染病及び届出伝染病の名称変更のための政省令改正について」（令和2年6月1日））。

5	予防的殺処分の対象疾病の拡大【改正後第17条の2】
①	予防的殺処分の対象疾病にASFを追加。
②	野生動物で口蹄疫又はASFの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。
6	家畜防疫官の権限等の強化
①	出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。 【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
②	輸出入検査の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置。 【改正後第46条第4項】
③	動物検疫所長は、輸出入検査に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。 【改正後第46条の4第1項】
④	輸出入検査に関する罰則を強化。 【改正後第63条、第69条等】
施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4④については令和3年4月1日）。	

（出所）農林水産省「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要」を基に作成

また、家伝法改正の動きを受け、養豚農家における飼養衛生管理基準の遵守徹底に必要な財政支援の根拠となる法律として、与野党合意の下、「養豚農業振興法」（平成26年法律第101号）を改正することとなった<sup>31</sup>。このため、衆議院農林水産委員会は3月18日、家伝法改正案を可決するとともに、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を内容とする「養豚農業振興法の一部を改正する法律案」を委員会提出の法律案とすることに決定した。

両改正案は3月19日に衆議院本会議で全会一致をもって可決された。参議院において両改正案は一括して審議され、同月27日に農林水産委員会及び本会議で全会一致をもって可決、成立し、4月3日に公布された。「養豚農業振興法の一部を改正する法律」（令和2年法律第17号）は同日、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」（令和2年法律第16号）は7月1日に施行された（一部規定を除く）<sup>32</sup>。なお、衆参両院において、委員会採決に当たり「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」に対し附帯決議が行われた<sup>33</sup>。

<sup>31</sup> 『日本農業新聞』（令2.2.15）

養豚農業振興法は、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、もって養豚農業の健全な発展に資することを目的とする法律である（第1条）。

<sup>32</sup> 家伝法改正法の施行期日と、改正案の提出当時におけるその背景は以下のとおりである（括弧内は令和2年6月24日に公布された政令（令和2年政令第200号）で定められた日）。

① 公布の日から3月以内（7月1日）：②～④以外の規定。7月24日の開会が予定されていた東京オリンピック競技大会に多くの訪日外国人が見込まれており、その開会より前に施行する必要があったため。なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、同大会の開会は3月24日に延期が決定され、同月30日にその開会日が令和3年7月23日に決定された。

② 公布の日：家畜の所有者等の責務の明確化に係る規定。周知や施行に向けた準備期間が必要ないため。

③ 公布の日から1年以内（令和3年4月1日）：国の飼養衛生管理指導等指針及び都道府県の飼養衛生管理指導等計画に係る規定。周知や施行に向けた準備期間が必要になるため。

④ 令和3年4月1日：野生イノシシへの経口ワクチン散布を想定した規定。国の費用負担に関係するものであり、令和3年度予算の執行に合わせるため。

<sup>33</sup> 参議院農林水産委員会における附帯決議の概要は以下のとおり。

1 都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定について指導・助言する。  
都道府県による指導等の状況を正確に把握し、指導する。

2 国、地方公共団体、家畜の所有者、関連事業者等の相互連携を強化し、実効性のある防疫措置の実施のため、協議会を活用するとともに、獣医師である家畜防疫員の十分な確保など体制を強化する。  
人獣共通感染症等の新疾病に備え、防疫措置の実施、予防法や治療法の開発等ができる体制を整備する。

3 家畜に特定症状が確認された場合は家畜保健衛生所へ通報すべきことを畜産業者等へ周知徹底する。

4 水際検査における罰則や権限は厳格に運用し、摘発を強化し、その旨を周知徹底する。

### 3. 主な国会論議

#### (1) 改正案（衆法）

アフリカ豚熱が国内で発生する前に予防的殺処分を可能とする立法措置を講ずることとした背景について提出者の衆議院農林水産委員長代理は、アフリカ豚熱が周辺諸国で発生し、動物検疫でウイルスの遺伝子を含む肉製品が発見されているが、韓国では速やかな予防的殺処分により令和元年 10 月を最後に飼養豚での発生が抑えられており、万一我が国で発生した場合に予防的殺処分を一刻も早く行うため、家伝法の抜本的な見直しに先行し与野党合意の下で緊急に法整備を目指した旨答弁している<sup>34</sup>。

#### (2) 改正案（閣法）及び養豚農業振興法改正案

##### ア 法律上の責務の明確化

改正前の第 62 条の 2（予防のための自主的措置）は、家畜の所有者において伝染性疾病の予防のために必要な措置の適切な実施に努めること（第 1 項）、国及び地方公共団体において家畜の所有者又はその団体が行う自主的措置を助長するための指導・助言に努めること（第 2 項）を求めていた。改正案は、この第 62 条の 2 を削除し、改正後の第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 2 条の 4 においてそれぞれ、家畜の所有者、国及び地方公共団体、関連事業者に対する責務規定を設けることとしている。

その趣旨について農林水産大臣は、改正前は国、都道府県、家畜の所有者の具体的な措置を定めていたが、その趣旨を明示していない欠点があったため責務規定を総則に置き、家畜の所有者、国、地方公共団体に自覚を促すこととした旨答弁している<sup>35</sup>。

##### (ア) 家畜の所有者の責務

家畜の所有者の責務について「重要な責任」（改正前の第 62 条の 2）から「一義的な責任」（改正後の第 2 条の 2）に改める趣旨について、農林水産大臣は、今般の豚熱の発生事例には飼養衛生管理基準が遵守されていなかった事例や、罹患した豚の報告が長い期間なかった事例があり、自らの財産や業界を守る意識をより高く持ってもらいたい趣旨であり、責任を家畜の所有者に押し付ける趣旨ではない旨答弁している<sup>36</sup>。

##### (イ) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体の責務規定を設けた問題意識について、農林水産省は、改正前の第 62 条の 2 ではそれぞれの責務が明確でなかったため、改正後の第 2 条の 3 にそれぞれの責務とどのように協力するかを規定した旨答弁している<sup>37</sup>。市町村に期待される役

---

家畜防疫官及び検疫探知犬の増強等、水際検疫の体制を強化する。

口蹄疫等の疾病の国際的な拡散を防止するため疾病情報等の共有や防疫対策の向上を推進する。

5 野生動物に悪性伝染性疾病的発生が確認された場合のまん延防止措置が的確に行われるよう都道府県知事に指示する。

関係者が緊密に連携して戦略的に野生イノシシの捕獲を強化し、陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進する。

6 エコフィードの加熱処理条件引上げに関し、農場や食品リサイクル事業者の施設更新に対して支援する。

<sup>34</sup> 第 201 回国会参議院農林水産委員会会議録第 1 号 2 頁（令 2. 1. 30）

<sup>35</sup> 第 201 回国会参議院農林水産委員会会議録第 6 号 5 頁（令 2. 3. 26）

<sup>36</sup> 同上

<sup>37</sup> 第 201 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 5 号 12 頁（令 2. 3. 17）

割について農林水産副大臣は、家伝法は都道府県が防疫措置を行うと規定するが、現場に近い市町村には、発生直後の住民説明会、通行の制限・遮断、埋却地の確保、消毒ポイントの設置、発生農家への再建支援等で協力を得ており、都道府県、市町村、国が連携し発生予防とまん延防止に取り組むことが重要である旨答弁している<sup>38</sup>。

改正後の第2条の3第4項に規定された国及び地方公共団体の相互の連携のために開催する協議会の運用について、農林水産省は、改正後の家伝法に基づく国の飼養衛生管理指導等指針に即して都道府県が策定する飼養衛生管理指導等計画に位置付け、関係都道府県と国が家畜衛生に関する取組の連携強化を図るために定期的に実施しているブロック会議等の取組を強化したい旨答弁している<sup>39</sup>。

## イ 飼養衛生管理

### (ア) 飼養衛生管理の現状

伝染性疾病の発生予防に重要である飼養衛生管理基準の遵守状況について、農林水産省は、第12条の7に基づき毎年、遵守状況について報告を受けている中では各項目とも9割程度の遵守とされていたが、豚熱の発生農場への立入調査では、実際には必ずしも遵守していると言えない状況が確認されており、農家が毎日確認するためのステッカーの配布、冊子や動画の配信を行うとともに、立入りも繰り返し行うほか、改正案により新設される飼養衛生管理者（後述）の制度、都道府県が飼養衛生管理指導等計画に基づき指導を行う制度により、飼養衛生管理基準の遵守徹底を推進したい旨答弁している<sup>40</sup>。

### (イ) 飼養衛生管理基準の改正

令和2年3月9日に公布された<sup>41</sup>豚、イノシシに係る飼養衛生管理基準において、エコフィード<sup>42</sup>の加熱処理基準が引き上げられた<sup>43</sup>趣旨について、農林水産省は、エコフィードの利用は国産資源の有効活用の観点から重要である反面、豚熱及びアフリカ豚熱では食品残渣が大きナリスクであり、そのバランスをとる視点から、ウイルスが死滅するOIEで認められた基準まで加熱した上で利用を推進するため変更した旨、支援も講じつつ新基準が円滑に導入されるよう対応したい旨答弁している<sup>44</sup>。

### (ウ) 飼養衛生管理者

改正案は新たに飼養衛生管理者の規定を設けることとしている（改正後の第12条の

<sup>38</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号6頁（令2.3.26）

<sup>39</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第4号7頁（令2.3.11）

令和2年度中に現在の都道府県ブロック会議を協議会に改編するとしている（農林水産省「ブロック会議の協議会化における整理」（食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第57回牛豚等疾病小委員会（令和2年5月19日）配付資料別紙3））。

<sup>40</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第4号11頁（令2.3.11）

<sup>41</sup> 施行は令和2年7月1日（野生動物対策等については11月1日、エコフィードの加熱処理基準等については令和3年4月1日）。

<sup>42</sup> 食品残渣を利用した飼料で、環境にやさしい(ecological)や節約する(economical)等を意味するエコ(eco)と飼料を意味するフィード(feed)を合わせた造語である。なお、公益社団法人配合飼料供給安定機構が平成19年6月15日に商標登録を取得している。

<sup>43</sup> 改正前の飼養衛生管理基準では、生肉を含む可能性のある飼料について「摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理」とされていたが、改正後の基準では「摂氏90度以上で60分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理」とされている。

<sup>44</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号19頁（令2.3.26）

3の2)。農林水産省はその趣旨について、畜産経営の大規模化に伴い一人の家畜所有者が複数の農場を所有して管理する場合や従業員を雇用し管理させている場合が増えているが、今般の豚熱の発生事例において飼養衛生管理が徹底されていない事例があったため、最新の疫学上の情報を共有し適切な衛生管理が行われるよう、衛生管理区域<sup>45</sup>ごとに「飼養衛生管理者」の設置を義務付けた旨、飼養衛生管理者は経験や知見が豊富な者であることが望ましいが、特に資格を定めるまでの必要はない旨答弁している<sup>46</sup>。

#### (エ) 是正措置の拡充

改正案が第12条の6に基づく衛生管理の方法を改善すべき命令に従わなかった場合にその旨を公表する制度を新設する趣旨について、農林水産省は、違反に対する抑止力を高めると同時に、周辺の所有者に対して事例を共有することで、地域全体での防衛意識を高めてもらう趣旨である旨答弁している<sup>47</sup>。

また、改正案で飼養衛生管理に関する罰則を強化する趣旨について、農林水産大臣は、厳しく対応する面もあるが、飼養衛生管理を守ることの大切さを明瞭に表しており、必ず守ってもらいたいとの思いが込められている旨答弁している<sup>48</sup>。

#### (オ) 養豚農業振興法の改正

豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和について定める改正後の第7条は、国及び地方公共団体が、豚の伝染性疾病の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援等の施策を講ずるよう努める旨規定している。その趣旨について、提出者の衆議院農林水産委員長代理は、設備投資が必要となる養豚農家の経営再建や飼養衛生管理の向上を後押しするものであり、国及び地方公共団体には、経営再開の意欲を持つ農家に寄り添い支援策を積極的に講じてほしい旨答弁している<sup>49</sup>。

また、農林水産省は設備投資が必要となる養豚農家への支援について、経営再建、飼養衛生管理基準の遵守にはソフト（行動）だけでなくハード（施設整備）も必要との認識はあり、2分の1助成や低利融資等、農家負担の軽減に努めている旨答弁している<sup>50</sup>。

#### ウ 予防的ワクチン接種

ワクチン接種を決定する以前に指摘されていたデメリット（風評被害、輸入解禁圧力、流通制限等）<sup>51</sup>への対応について、農林水産省は、風評被害については豚肉の安全性について周知した結果、店頭価格への影響や不適切な表示は見られない、輸出についてはワクチン接種推奨地域以外からは継続でき、輸入解禁圧力の高まりも特段ない、流通については、リスクが元々小さくなく餌の加熱条件の遵守と野外投棄の防止を徹底すれば最

<sup>45</sup> 畜舎及びふ卵舎並びにその敷地（専ら居住の用に供されている敷地を除く）（施行規則第14条の3、第14条の4）

<sup>46</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第4号18頁（令2.3.11）  
改正後の家伝法（第12条の3の2）及び施行規則（第21条の2）は、飼養衛生管理者は衛生管理区域ごとに選任するが、業務の適切な実施に支障がないときは、2以上の衛生管理区域を通じて一人の選任で足りることとしている。なお、飼養衛生管理者となる者に求められる要件はない。

<sup>47</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第5号11頁（令2.3.17）

<sup>48</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第4号15頁（令2.3.11）

<sup>49</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会議録第6号25頁（令2.3.26）

<sup>50</sup> 同上

<sup>51</sup> 前掲脚注14の後段を参照

低限に抑えられるという意見もあり、制限しないこととした旨答弁している<sup>52</sup>。なお、トレーサビリティに関して農林水産大臣は、実現可能なら大変有効だが牛と同様の制度<sup>53</sup>は農家に経済的に大きな負担が生じるので難しい旨答弁している<sup>54</sup>。

ワクチン接種をしない清浄化に時間を要した過去の経緯に鑑み、今後どのように清浄国を目指すのか問われ、農林水産大臣は、今回の改正案により農家の飼養衛生管理が高位平準化され、より短い期間で復帰できるよう努力したい旨答弁している<sup>55</sup>。

## エ まん延防止措置

### (ア) 野生動物対策

今般の豚熱の発生拡大は野生イノシシなどを介しており、野生イノシシ対策の効果について問われた。農林水産副大臣は、経口ワクチンの散布により野生イノシシへの抗体付与を進めるとともに、捕獲の強化による個体数の削減の取組により効果が出ており<sup>56</sup>、改正案により、まん延防止措置として野生動物への経口ワクチン散布やウイルスの浸潤状況調査等の措置が家伝法に位置付けられる旨答弁している<sup>57</sup>。

### (イ) 予防的殺処分

改正案により口蹄疫に加えてアフリカ豚熱も対象となる予防的殺処分について、あらかじめ手順や定量的基準を示す必要性が問われた。農林水産大臣は、近隣にどの程度の養豚農家があるかも考慮しなければならず、定量的な基準は難しいが、都道府県知事等への意見照会等の法的な手続を踏まえ、早いタイミングで範囲を大臣が決定し、実行に移すことが一番肝要と考える旨答弁している<sup>58</sup>。

また、予防的殺処分における種豚や種牛の隔離移転について、農林水産大臣は、予防的殺処分は極めて短い期間の中で一斉に例外なく殺処分しなければならないが、既に隔離が決まっているアグー<sup>59</sup>以外にも優秀な血統の豚について分散飼育を考える必要もあるので、農林水産省として逐次指導したい旨答弁している<sup>60</sup>。

### (ウ) 都道府県の体制

各都道府県において防疫措置を担う家畜防疫員（地方公務員）の確保・育成に向けた

<sup>52</sup> 第 201 回国会衆議院農林水産委員会議録第 5 号 10 頁（令 2.3.17）

<sup>53</sup> 牛・牛肉については国内での牛海綿状脳症（伝達性海綿状脳症のうち牛に係るもの。BSE）の発生を受け、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 72 号）に基づき、国内で飼養される全ての牛（輸入牛を含む）に 10 桁の個体識別番号が付けられ、各段階で情報が記録されることで、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の生産流通履歴情報の把握が可能となる「牛トレーサビリティ制度」が運用されている（農林水産省「牛トレーサビリティ法」）。

<sup>54</sup> 第 201 回国会衆議院農林水産委員会議録第 5 号 5 頁（令 2.3.17）

<sup>55</sup> 第 201 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号 6 頁（令 2.3.11）

<sup>56</sup> 経口ワクチン散布は、平成 31 年 3 月より散布を始めた岐阜県、愛知県等において、散布回数が増えるとともに抗体保有率が上昇する傾向が確認されており、捕獲強化は令和元年 9 月より関係県に捕獲重点エリアを設定して取り組んだ結果、9 月以降の捕獲頭数が前年同期より約 3 割増加したとしている。

<sup>57</sup> 第 201 回国会参議院農林水産委員会議録第 6 号 4 頁（令 2.3.26）

<sup>58</sup> 第 201 回国会参議院農林水産委員会議録第 6 号 14 頁（令 2.3.26）

<sup>59</sup> 約 600 年前に中国から導入され、沖縄で飼育が続けられていた小型の「島豚」が由来の豚（沖縄県アグーブランド豚推進協議会ホームページ〈<http://okinawa-agu.com/how.html>〉）

国の「種豚等流通円滑化推進緊急対策事業」により、アグーの純粋種の沖縄県内の離島への避難に必要となる避難用豚舎の新設等の費用の 10 分の 10 が補助されている。

<sup>60</sup> 第 201 回国会参議院農林水産委員会議録第 5 号 9 頁（令 2.3.17）

取組について、農林水産副大臣は、伝染性疾病の発生時には速やかに防疫措置を完了させるため、他県の家畜防疫員の派遣について調整するほか、不足する場合には民間獣医師を臨時の家畜防疫員として任命するよう助言している旨、人材育成については平時から現場で必要とされる知識向上のための講習会を行っており、都道府県と連携して人材の確保・育成に努める旨答弁している<sup>61</sup>。農林水産省は、平成31年4月1日現在の家畜防疫員は全国で約6,200人であり、近年増加傾向にある旨答弁している<sup>62</sup>。

## オ 水際対策の強化

### (ア) 畜産物の違法な持込みの現状

平成31年4月22日から農林水産省動物検疫所は海外からの畜産物の違法な持込みへの対応を厳格化しているが、31年の摘発状況や傾向について、農林水産大臣政務官は次の旨答弁している<sup>63</sup>。

件数は11万58件で対前年比117%、重量は約69トンで対前年比63%であり、中国、タイを中心に摘発件数が増加した一方、現地空港カウンターでの注意喚起や航空会社の協力による機内アナウンスなどの積極的な広報や違反事例への対応厳格化の効果により、販売目的で大量に持ち込む悪質な事例が減少し総重量は減少した。持ち込んだ者の属性は親族・知人訪問者や日本在住者が約半数以上で観光客は1割程度である。違法に持ち込んだ者に警告書を発出しており、繰り返す者には違法の認識があると考えられる。

### (イ) 家畜防疫官の権限強化などの体制強化

改正案は検疫を担う家畜防疫官が質問、携帯品の検査及び消毒を行う権限の対象に指定検疫物を加えるとともに廃棄の権限を付与すること等を定めている<sup>64</sup>。権限の強化について農林水産省は、アフリカ豚熱の発生国を含む全ての国際定期便が到着する空港や港で家畜防疫官と税関職員が荷物検査を行っているが、改正案により権限が強化されると税関と同じ権限となるため、いわば税関と二重の検疫体制となる旨答弁している<sup>65</sup>。

検疫体制の強化について農林水産副大臣は、家畜防疫官は平成26年度からの5年間で87名増員し(481名体制)、令和2年度には491名体制に、検疫探知犬は2年7月までに53頭から96頭体制に、2年度末には140頭体制に強化する旨答弁している<sup>66</sup>。

### (ウ) 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の可能性

現在「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)に基づき新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否が行われているが、家伝法上違法な畜産物を持

<sup>61</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号6頁(令2.3.26)

<sup>62</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号23頁(令2.3.26)

なお、農林水産省は、都道府県によって知事部局と家畜保健衛生所の役割分担が異なるため、国から定員を示すことや各都道府県における充足率の定期的な把握は行っていないとも答弁している(同上)。

<sup>63</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号1頁(令2.3.26)

<sup>64</sup> 改正前の家伝法では「要消毒物品」(例えば、監視伝染病(家畜伝染病又は届出伝染病)が発生している国の牧場等に立ち寄った際に着用していた衣類、靴など)について、質問、携帯品の検査及び消毒を行う権限が付与されていた(改正前の第46条の2、第46条の3)。一方、肉製品を始め輸入が制限されている「指定検疫物」については、法が貨物を想定していたことから、輸入者に受検義務を課しているのみで、動物検疫所(家畜防疫官)は受け身であり携帯品の検査等の権限は付与されていなかった(改正前の第40条)。

<sup>65</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第4号15頁(令2.3.11)

<sup>66</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第4号6頁(令2.3.11)

ち込んだ者についても同様の措置を講ずる必要性について問われ<sup>67</sup>、法務副大臣は、①上陸審査の過程で輸入禁止畜産物を持ち込み売買しようとしていると判明する等、在留資格で行える活動でないと認められた場合、②豚熱ウイルス等を本邦内で拡散する等の目的で感染した畜産物を持ち込もうとする場合（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する場合）に上陸拒否は可能である旨答弁している<sup>68</sup>。

同法に基づく入国拒否の事例がない要因について法務省出入国在留管理庁は、上陸審査後に動物検疫が行われるため上陸審査の際に輸入禁止畜産物を所持しているか否かを把握できないことが一因であり、そのおそれが高い外国人の情報連携について農林水産省と調整を進めて該当者を特定できれば、上陸拒否が可能になる旨答弁している<sup>69</sup>。

農林水産大臣は、こうした法務省の答弁について、国会という議事録に残る場面での発言であり、農林水産省として法務省と話を詰めた旨<sup>70</sup>、上記②の場合はほぼテロ行為であり、パスポートに持ち込んだ履歴を残した上で再犯を繰り返す者を検挙する取組を行っている旨答弁している<sup>71</sup>。

## 4. 改正家伝法の運用に当たって

### (1) 政省令等の改正

家伝法改正への対応と疾病の名称変更のため、施行令及び施行規則が改正された（令和2年6月24日公布、7月1日施行）。また、家伝法第3条の2第6項<sup>72</sup>に基づく特定家畜伝染病防疫指針の再検討が行われ、7月1日に牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針の全部改正が行われた<sup>73</sup>。このほか、各畜種に係る飼養衛生管理基準が改正された（6月30日公布、豚、イノシシの基準は原則7月1日、他の畜種は原則10月1日施行）（図表3）。

豚、イノシシに係る飼養衛生管理基準の改正に関し、パブリックコメントに付された原

<sup>67</sup> 第198回国会の令和元年6月21日、衆議院に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（第198回国会衆第35号）（平野博文君外5名提出）が提出されている（衆議院法務委員会に付託され、現在まで継続審査）。同法案は、家伝法上違法な畜産物を所持する者を上陸拒否の対象とすることとしている。

<sup>68</sup> 第201回国会衆議院農林水産委員会議録第5号3頁（令2.3.17）

なお、法務副大臣は過去、出入国管理及び難民認定法を改正して入国拒否事由に輸入禁止畜産物を所持していることを追加することには慎重な検討が必要である旨答弁していた（第200回国会衆議院農林水産委員会議録第10号18頁（令元.12.5））。

<sup>69</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号4頁（令2.3.26）

<sup>70</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号14頁（令2.3.26）

<sup>71</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第9号7頁（令2.4.7）

<sup>72</sup> 同項は、農林水産大臣は最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更する旨規定している。

<sup>73</sup> なお、牛海綿状脳症については他の疾病と異なり、農場段階における飼養衛生管理基準の遵守よりも飼料規制の徹底が重要であり、既にその体制は整備・維持され10年以上発生が確認されておらず、野生動物が感染拡大に関与することも想定されにくいとして、防疫指針の見直しは行われなかった（農林水産省「特定家畜伝染病防疫指針の変更について」（令和2年4月9日））。

案が大臣指定地域<sup>74</sup>に指定された場合の放牧を「中止」としていたため<sup>75</sup>、国会において議論となった<sup>76</sup>。農林水産大臣政務官は、放牧養豚は野生動物との接触の機会が増加し伝染性疾患の発生リスクの高い飼養形態だが、放牧を継続するための給餌場所における防鳥ネットや避難用の簡易な設備の確保等の野生動物対策に取り組みたい旨答弁した<sup>77</sup>。なお、公布された飼養衛生管理基準では「放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行う」と規定されている（該当部分の施行は11月）。

図表3 家伝法施行令、施行規則改正の概要

<p><b>&lt;施行令改正の概要&gt;</b></p> <p>①家畜の伝染性疾患の名称の変更</p> <p>②家畜以外の動物における伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を防止するための通行制限・遮断の手続の制定</p> <p><b>&lt;施行規則改正の概要&gt;</b></p> <p>①家畜の伝染性疾患の名称の変更関係</p> <p>②特定家畜伝染病防疫指針の対象疾患（特定家畜伝染病）の明記</p> <p>③飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充関係</p> <p>④野生動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止措置の家伝法本則への位置付け関係</p> <p>⑤輸出入検疫に係る措置の見直し</p> <p><b>&lt;施行規則のうち飼養衛生管理基準改正の概要&gt;</b></p> <p>①取組の目的ごとに下記のⅠ～Ⅳに体系化する。また、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類</p> <p>Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項</p> <p>Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止</p> <p>Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防</p> <p>②Ⅰにおいて、マニュアル作成等の本基準を現場で徹底するための取組等を規定</p> <p>③Ⅱ～Ⅳにおいて、今般の豚熱対応における手引きや通知等の内容のうち他畜種にも共通する内容を反映</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（出所）農林水産省「家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令の概要について」、「家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の概要について」、「飼養衛生管理基準の改正の概要（令和2年6月30日）」より抜粋

## （2）今後の課題

### ア 産業動物獣医師<sup>78</sup>の確保

防疫措置を担う獣医師について、食料・農業・農村基本計画は家畜伝染性疾患の発生及びまん延を防止するため、産業動物獣医師の確保・育成を推進するとしている。「獣医

<sup>74</sup> 家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合、告示で示される地域。当該地域に所在する農場はリスクの高まりに応じて追加的に防疫措置を講じる必要がある（農林水産省「飼養衛生管理基準における大臣指定地域の考え方」（食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第57回牛豚等疾患小委員会（令和2年5月19日）配付資料））。

農林水産省は大臣指定地域について、豚熱のワクチン接種推奨地域の24都府県を想定している（農林水産省「飼養衛生管理基準の改正に係る大臣指定地域における舎外飼養への対応について」（令和2年6月12日））。

<sup>75</sup> 牛や山羊等に係る飼養衛生管理基準は口蹄疫を想定しており、この場合は家伝法第34条に基づく放牧制限が見込まれるため飼養衛生管理基準による規制は設けられていない（農林水産省「家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方」）。

<sup>76</sup> なお、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）は、農畜産業の生産基盤の強化や荒廃農地の発生防止・解消等の中で放牧を活用することとしている。

<sup>77</sup> 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第14号2頁（令2.6.16）

<sup>78</sup> 産業動物を対象に診療を行う獣医師（産業動物臨床獣医師）及び都道府県に所属し主に家畜衛生行政に従事する獣医師（公務員獣医師）

療を提供する体制の整備を図るための基本方針」(令和2年5月27日農林水産省公表)は、獣医師は家伝法を始め畜産関係法令において重要な役割を担っており、獣医師の養成・確保が期待されているとした上で、獣医師の数は不足していないが、産業動物獣医師へ就業を希望する獣医系大学の学生が少なく、地域によっては産業動物獣医師の確保が難しくなっているとしている。現在も政府による確保対策が講じられているが<sup>79</sup>、実効性のある防疫措置を実施できるよう、今後も確保対策を講じていくことが求められる。

## イ 水際対策と飼養衛生管理の強化

水際対策に関し、令和元年8～9月に行われた民間の調査<sup>80</sup>によると訪日中国人の2.8%が肉製品を持ち込んだことがあると答えている<sup>81</sup>。これを前提とした場合、エコフィードを介した侵入の確率(少なくとも1頭の豚が感染する確率)は年間20%とされ、リスクの低減にはエコフィードの加熱処理の徹底、違法な畜産物の持込みに関する政府の啓発及び摘発活動が重要と指摘されている<sup>82</sup>。農林水産省動物検疫所は令和2年5月～6月10日の関西国際空港の日本人入国者の0.2%(4名)が肉製品を持ち込んだとしており、割合は少ないが日本人の入国者数は外国人より多いため、引き続き啓発活動が必要と指摘されている<sup>83</sup>。アフリカ豚熱は中国に大きな被害をもたらしており<sup>84</sup>、我が国に侵入・まん延した場合、豚肉の安定供給が危うくなると危惧されている<sup>85</sup>。

周辺諸国では豚熱、アフリカ豚熱以外にも口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生しており我が国への侵入リスクが高い状況にある。疾病の侵入防止には、東アジア地域での発生拡大を防止するための取組(疾病情報の共有、防疫対策等の向上)<sup>86</sup>によりリスクを低減する<sup>87</sup>とともに、改正家伝法に基づく水際対策の強化が重要で

<sup>79</sup> 例えば「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」(令和2年度当初予算では241百万円を計上)は、修学資金の貸与による就業の誘導等により産業動物獣医師の育成・確保を図ることとしている。

<sup>80</sup> 日本農業新聞、東京大学大学院及び宮崎大学は共同で、大阪や東京の観光地で中国人旅行者248人を対象に豚肉製品の持込みの実態を把握するためのアンケート調査を行った(『日本農業新聞』(令2.3.17)、東京大学大学院農学生命科学研究科「アフリカ豚熱 訪日中国人の2.8%が豚肉製品を持ち込み」<[https://www.a.u-tokyo.ac.jp/topics/topics\\_20200307-1.html](https://www.a.u-tokyo.ac.jp/topics/topics_20200307-1.html)>)。

<sup>81</sup> 同上

この数字について農林水産大臣は、生の声でありセンセーショナルな数字で真摯に受け止めなければならない旨答弁している(第201回国会参議院農林水産委員会会議録第6号4頁(令2.3.26))。

<sup>82</sup> 『日本農業新聞』(令2.6.12)、東京大学大学院農学生命科学研究科「アフリカ豚熱 日本への年間侵入確率は20%、エコフィードと残飯の加熱処理の徹底が侵入防止の鍵」<[https://www.a.u-tokyo.ac.jp/topics/topics\\_20200507-2.html](https://www.a.u-tokyo.ac.jp/topics/topics_20200507-2.html)>。なお、日本農業新聞の記事は「5年に1回」としている。

<sup>83</sup> 『日本農業新聞』(令2.6.17)

<sup>84</sup> 世界最大の豚肉生産国である中国では、アフリカ豚熱の影響から2019年の豚肉生産量は対前年で21.3%減少し(5,404万トンから4,255万トンに減少)、価格が高騰した。なお、飼養頭数は2019年9月以後、増加に転じている。(独立行政法人農畜産業振興機構「海外の需給動向【豚肉/中国】 豚飼養頭数が回復の兆しを見せるが、輸入量は増加の見通し」『畜産の情報』2020年3月号、「海外の需給動向【豚肉/中国】 豚飼養頭数が回復するも生産量の回復には至らず、輸入量は大幅に増加」『畜産の情報』2020年6月号)

<sup>85</sup> 『日本農業新聞』(令2.7.1)

<sup>86</sup> 例えば、有効なワクチン及び治療法がないアフリカ豚熱については、①摘発体制の構築と発生状況の共有、②防疫対応の経験・知見の共有、③輸出入検疫の徹底、④バイオセキュリティの強化、野生動物対策、旅行者対策等のためのステークホルダーとの連携強化、⑤ワクチン開発を含めた研究を加速するための国際的な研究協力、⑥OIEやFAO(国際連合食糧農業機関)の取組への協力・支援の重要性が認識されている(農林水産省「ASF国際シンポジウム総括」(令和2年2月25日))。

<sup>87</sup> 農林水産省「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」(令和2年5月)

ある。

国内の飼養豚における豚熱の発生は令和2年4月以降確認されていないが、感染が確認された野生イノシシの生息範囲は拡大しており<sup>88</sup>、引き続き警戒が必要である。

家畜伝染病の発生を予防し、豚熱が収束に至るためには、現在公表に向けた作業が行われている国の「飼養衛生管理指導等指針」<sup>89</sup>及び国の指針に即した都道府県の「飼養衛生管理指導等計画」に基づく指導等が実際に行われることにより、全国における飼養衛生管理の高位平準化を図ることが重要となる。

(はら なおき)

---

<sup>88</sup> 感染が確認された野生イノシシの1か月当たりの頭数は減少傾向にある（『日本農業新聞』（令2.7.17））。

<sup>89</sup> 農林水産省食料・農業・農村政策審議会第47回家畜衛生部会（令和2年7月31日）において指針案が適当である旨の答申が行われた（農林水産省「第47回家畜衛生部会概要」）。